

# 枚方第二小学校々区コミュニティ協議会々則

## [名称]

第1条： 本会は枚二校区コミュニティ協議会と称し、事務局を枚方第二小学校に置く。

## [目的]

第2条： 本会は各団体相互の連携を深めるとともに地域に根ざした活動を活発化し、更に住みよい地域づくりを推進することを目的とする。

## [構成団体]

第3条： 本会を構成する主たる団体（以下、中核団体という）は下記のとおり。

自治会連合会 地域安全委員会 青少年を守る会 民生児童委員会  
体育振興会 枚方第二小学校 枚方中学校 老人会連合会  
婦人会連合会 子ども会連合会

## [関連団体]

第4条： その他の団体（以下、関連団体という）は組織図のとおり。

## [会員名簿]

第5条： 中核団体は年度ごとに関連団体等を含めた役員・会員名簿を会長宛に提出しなければならない。

## [評議員会の構成]

第6条： 本会に評議員会を置く。

評議員会は①各中核団体に推薦された各1名の評議員（計11名）、②本会々長に委嘱された評議員（7名以内）および③本会則第9条に定める本会役員から成る。

## [評議員会の任務]

第7条： 評議員会の主たる任務は以下のとおり。

1. 中核団体（関連団体を含む）が行なう事業について、団体間の協調・連携を図る。
2. 本会則第9条に定める役員を各種中核団体（11団体）の評議委員及び現会長、現事務局長で構成する委員会の推薦に基づき選任する。
3. 下記中核団体の会長を当該団体の推薦に基づき選任する。  
地域安全委員会 青少年を守る会 民生児童委員会 体育振興会
4. 本会則第8条に定める事業費申請について審議する。
5. 本会の予算・決算を審議、承認する。
6. その他会長が必要と認めた事項について審議する。

## [事業申請と報告]

第8条： 中核団体は自らが行なう事業あるいは関連団体が行なう事業について、本会々長に様式①で事業費を申請することができる。事業費を得た団体は年度終了後30日以内に様式②で事業報告しなければならない。

## [役員と任期]

第9条： 本会に次の役員を置く。

1. 会長
2. 副会長（3名以内）
3. 会計監査（2名）

役員任期は2年とし、再任を妨げない。

期中交替の後任役員は前任者の残余期間とする。

[役員兼務の禁止]

第10条： 本会役員は、中核団体および関連団体の役員を兼務することはできない。

ただし、評議員会の承認を得た場合はその限りでない。

[評議員の補充]

第11条： 中核団体推薦の評議員が、本会役員に選任された当該団体は、速やかに後任の評議員を推薦しなければならない。

[事務局]

第12条： 1. 本会に事務局を置く。

2. 会長は事務局長、書記、会計（以下、事務三役という）を選任する。

3. 事務三役は評議員会に出席し、発言することができる。

4. 事務局長は事務処理を円滑なものにするため、事務局メンバーを委嘱することができる。また、事務局に広報部を置く。

[会議]

第13条： 本会の会議は以下の通りとする。

1. 定例評議員会＝奇数月に開く。

2. 臨時評議員会＝会長が必要と判断したときに召集する。

[財源]

第14条： 本会の財源は以下の通りとする。

1. 校区住民からの分担金

2. 中核団体および関連団体等からの各種寄付金

3. 枚方市からの各種補助金

[事業年度]

第15条： 本会の事業年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

平成17年5月1日 施行

平成18年3月18日 一部改正

平成20年4月19日 一部改正

平成21年3月21日 一部改正

平成25年5月18日 一部改正

平成29年5月20日 一部改正

令和2年5月16日 一部改正

令和4年3月19日 一部改正

令和5年3月18日 一部改正

[内 規]

各種委員の選任

枚方市当局等から本会に推薦依頼ある各種委員については、本会役員および自治会連合会々長から成る推薦委員会がこれを選任する。

平成18年3月18日 施行